綾瀬市行政運営の基本方針（案）に対する意見募集
（パブリックコメント手続）

１　意見を募集する趣旨

本市では、令和３年度から令和７年度の期間において、「綾瀬市行政改革方針」に基づき取組みを進めてきました。令和７年度をもって計画期間が終了することに伴い、本市の組織や運営の仕組み、健全な財政運営等の観点を含めた持続可能な行政運営に向けた方針として「綾瀬市行政運営の基本方針」を作成しましたので、市民の皆様から御意見を募集します。

※　参考資料として「綾瀬市行政改革方針取組み結果」を添付していますが、こちらについては、パブリックコメント対象ではございません。

２　綾瀬市行政運営の基本方針（案）の概要

⑴　方針の位置付け

本方針は、綾瀬市公共施設マネジメント基本方針、綾瀬市ＤＸ推進計画、綾瀬市職員人材育成基本方針など、他の計画・方針と連携・補完しつつ、市全体の組織として取り組むべき内容を示すものとしています。

⑵　方針の期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間とします。

⑶　方針策定の目的

総人口及び生産年齢人口の減少、少子高齢化の進行に伴う市税収入の減少、社会保障費の増加という要因から、歳入の減少と歳出の増大が見込まれます。さらには、公共施設の老朽化などにも対応する必要がある中でも、必要な公共サービスの提供や将来に向けた投資となる施策を展開していく必要があります。

また、生産年齢人口の減少に伴い、併せて市職員の確保が難しい状況の継続が予想されることを踏まえ、このような厳しい状況の中、本市が注力すべき、実施すべきこと、状況に沿った最適と考えられる施策を選択し、見直し、実行し続ける組織の実現に向けて、本方針を策定します。

３　行政運営の基本方針（案）の閲覧又は配布場所

(1) 市役所企画課（市役所２階）

(2) 市役所行政資料コーナー（市役所１階）

(3) 市役所情報公開コーナー（市役所２階）

(4) 市ホームページ

(5) 中央公民館、各地区センター（中村・綾南）、北の台コミュニティプラザ

(6) 寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館

(7) 保健福祉プラザ、高齢者福祉会館、綾北福祉会館

４　意見募集期間

令和８年３月２日（月曜日）から令和８年３月３１日（火曜日）まで

５　意見を提出できる方

(1) 市内に住所を有する方

(2) 市内に事務所又は事業所を有する方

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方

(4) 市内に存する学校に在学する方

(5) 本市に対して納税義務を有する方

６　意見の提出方法

次のいずれかの方法により、企画課まで御提出ください。

(1) 直接提出　市役所企画課窓口（市役所２階）

(2) 郵送　〒２５２－１１９２（住所不要）綾瀬市役所企画課　宛

（令和８年３月３１日消印まで有効）

(3) ファックス　０４６７－７０－５７０１　綾瀬市役所企画課　宛

(4) 電子メール　wm.705635@city.ayase.kanagawa.jp

７　意見提出様式

意見提出様式は、閲覧場所に備付けの様式を使用するか、又は市ホームページからダウンロードができます。

また、任意の用紙によって御意見を提出することもできます。なお、この場合にあっては、「氏名」、「住所」、「電話番号（メールアドレス）」、「意見提出者の区分（市内在住、在勤、在学、事務所等を有するもの、納税義務を有するもの）」、「政策等の名称」、「意見」を御記入の上、提出してください。

８　意見の取扱い及び公表について

(1) 皆様からいただいた御意見は、内容ごとに整理を行い、その内容と意見に対する市の考え方について、企画課、情報公開コーナー、行政資料コーナーでの閲覧及び市ホームページへの掲載により公表します。

(2) 御意見に基づき修正を行ったときは、修正内容も公表します。

(3) 意見を提出された方の氏名、住所等は公表しません。

(4) 個々の御意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

(5) 提出いただいた用紙、原稿等は返却できませんので、御了承ください。